令和８年（フ）第２７０号
奈良県桜井市大字忍阪356番地の６
債務者　生嶋むつみ
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０３号
奈良県橿原市吉田町123番地の１　リバーサイド廣田Ⅰ　203
債務者　谷川　和正
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
奈良県橿原市兵部町８番20号　光栄ハイツ103、前住所大阪府藤井寺市北岡１丁目８番16―202号
債務者　湯村　隆子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１２３号
和歌山市ふじと台12番地　シャリエ和歌山大学前ヴェリテ1306号
債務者　山西　璃奈
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１５号
和歌山県岩出市宮53番地の１（204号）
債務者　迫田　凜花
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３５５号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東４番地の２　ヴィラミューズⅡＡ　102号室
債務者　西籔　真那美
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３５８号
和歌山市園部637番地　ロイヤルハイツ吉田４Ｆ403号
債務者　奥田　哲也
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７３号
島根県出雲市平田町2031番地３
債務者　赤木　綾音
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第５６２号
岡山県倉敷市児島元浜町793番地１　メリーコートＣ棟201号
債務者　小林　　豊
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９２号
岡山県高梁市和田町3947番地　サンベルデ102号室、旧住所岡山県新見市石蟹640番地２
債務者　高瀬　泰一
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２３号
広島県福山市内海町口3206番地
債務者　柿木　悦美
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前９時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２２７号
広島県福山市北吉津町三丁目２番16号
債務者　テクノ元石こと　元石　勝美
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前９時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第５５号
広島県三次市志幸町401番地
債務者　道々　亜希
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第９８号
山口県下関市彦島西山町２丁目３番４号
債務者　桑原　　博
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１０３号
愛媛県四国中央市三島宮川１丁目５番５号
債務者　山崎　康志
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４５７号
大分県由布市湯布院町川上3053番地１　宇都宮コーポ405
債務者　竹下　治美
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８３号
大分市中島西３丁目３番１号　ルネ中島406
債務者　船瀬　宏徳
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係